

令和6年度「エイズ予防ウィーク in NAGANO」実施要領

1 趣旨

令和6年3月26日のエイズ動向委員会の発表によると、令和5年の新規HIV感染者報告数については、令和4年より増加しており、6年連続での減少から増加に転じているが、要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行以降減少していた保健所等での検査件数が回復したことが影響している可能性がある点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。

また、令和5年の新規AIDS患者報告数の増加は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、保健所等での検査件数が減少していたことが影響している可能性が否定できない点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。

一方、新規報告数全体に占めるAIDS患者報告数の割合は、依然として約3割のまま推移しており、早期発見のための検査機会を逸していることによるものと考えられる。

こうした状況から、検査・相談体制の充実、今なおエイズ対策の喫緊の課題となっており、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成30年厚生労働省告示第9号。以下「エイズ予防指針」という。）に基づき、引き続き、検査・相談体制の整備を図っていくことが重要である。HIV検査普及週間は、エイズ予防指針の趣旨を踏まえ、国や都道府県等が、利便性の高い場所や時間帯に配慮した検査を実施するなど、利用の機会を拡大するとともに、広く国民に対して、検査・相談体制に係る情報提供を含む普及啓発を行い、HIV検査の浸透・普及を図る機会とするものである。

また、性感染症のり患とHIV/エイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、国内で散発的な患者の発生が報告されているエムポックスについても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとする。

2 実施期間

令和6年6月1日（土）から6月7日（金）まで

3 主 題

「検査を受ける ＝ あなたの未来を守る」

4 主 唱

長野県、長野県教育委員会

5 重点啓発事項

- (1) エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発
- (2) HIV・性感染症検査の周知及び普及

6 実施事業

- (1) 保健福祉事務所（保健所）が実施する事項
 - ア 地域の特性に応じた啓発活動の実施
 - イ 看板、ポスター・パネル、啓発物品等の掲示・設置
 - ウ 相談・検査体制の充実
(迅速検査や街頭、時間外検査等実施による利便性の向上)

エ 学校、事業所、団体等へ医師・保健師を派遣する出前講座等の実施

(2) 市町村が実施する事項

ア 看板、ポスター等の掲示

イ 各種広報手段（行政無線、有線放送、広報誌等）による住民への普及啓発

(3) 中学校、高等学校、大学、専修・各種学校が実施する事項

ア 看板、ポスター等の掲示

イ 生徒、学生への普及啓発、教育

7 啓発活動の主なねらい

啓発活動は、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号）の趣旨を踏まえつつ、次の事項を主なねらいとして実施する。

- (1) H I V の最大の感染経路が性的接触であることを踏まえ、県民に対してエイズ、H I V とその予防に関する正しい知識の普及啓発、教育を推進する。
- (2) 早期に検査を受診し、適切な治療を受けることは、感染拡大の防止のみならず、感染者自身の発症や重症化を防止する観点からも極めて重要である。このため、保健福祉事務所における無料・匿名の相談・検査体制の利便性向上を図るとともに、相談・検査体制の周知や検査受診の勧奨をさらに積極的に行う。
- (3) 性感染症については、その罹患が H I V 感染と関係が深いこと、また近年性感染症の 1 つである梅毒の感染が拡大していることから、その予防や治療に関する基礎的な知識の普及啓発に努め、感染の心配のある者については、検査の受診を勧奨する。
- (4) H I V の感染力が弱く、性行為や血液との接触がなければ感染しないなどの基礎的な知識の普及啓発に努め、エイズ・性感染症に関する偏見や差別をなくし、患者及び感染者が社会の一員として暮らせる環境づくりに努める。
- (5) 一般の医療機関とエイズ治療拠点病院との連携の下、患者・感染者に対する良質かつ適切な医療の提供が可能な環境づくりを促進する。